

空家利活用改修補助事業について

経過

- ・昨年度の大阪市空家等対策協議会で、計画策定以降の取組について評価を行った結果、利活用の促進の取組は十分ではなく、「取組の強化」が必要とされた。
- ・区長会議まちづくり・にぎわい部会に設置した「空家等対策検討会」及び個別課題対策チームにおいて、空家の利活用促進に向けた補助制度の検討を進め、令和元年度から区と局が連携して補助制度を実施することとした。
- ・6月24日から補助申請の事前協議・受付を開始。

制度概要

○補助の種類

【住宅再生型】

バリアフリーや省エネといった性能向上に資する改修工事を行い住宅として空家を利活用するもの（改修後の用途：住宅）

【地域まちづくり活用型】

子ども食堂や高齢者サロンといった地域まちづくりに資する改修工事を行い空家を利活用するもの（改修後の用途：地域まちづくりに資する用途（地域に開かれた居場所等））

○主な補助要件

- ・市内にある平成12年5月31日以前に建築された住宅（戸建又は長屋建）であること
- ・不動産市場に賃貸用又は売却用として流通しておらず、3か月以上空家であること
- ・改修により一定の耐震性能を確保すること、又は耐震性能を有すること
- ・利活用事例として、大阪府が情報発信することに了承できること
- ・空家に面する道路等の幅が2.7m以上であること
- ・売却を前提としたものでないこと

○補助対象者 及び 補助内容

補助の種類	住宅再生型	地域まちづくり活用型
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・空家所有者（居住予定者、賃貸予定者） ・空家取得予定者、賃借予定者 	<ul style="list-style-type: none"> ・非営利団体（NPO法人、社会福祉法人、公益法人等）等
補助内容 戸あたり 限度額：補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・性能向上に資する改修工事 75万円：1/2 ・インスペクション 3万円：1/2 ・耐震診断 4.5万円：9/10 ・耐震改修設計 10万円：2/3 ・耐震改修工事 120万円：1/2 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくりに資する改修工事 300万円：1/2

利活用のイメージ



○事前協議・補助申請受付窓口

- ・本制度の利用に際しては、都市整備局への補助申請に先立って、空家の所在する各区役所において地域まちづくりに資する用途等について事前協議を行っていただく仕組みとしている。

今後の方針

- ・区と局の連携のもと、積極的な制度周知を行うことにより補助制度の利用を促進するとともに、利活用事例等について情報発信を行う。
- ・来年度以降については、補助の申請状況や運用等を踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら、補助制度による空家の利活用を促進する。